

令和4年度第3回

伊勢崎市国民健康保険運営協議会
会議資料

令和4年度第3回伊勢崎市国民健康保険運営協議会資料

目 次

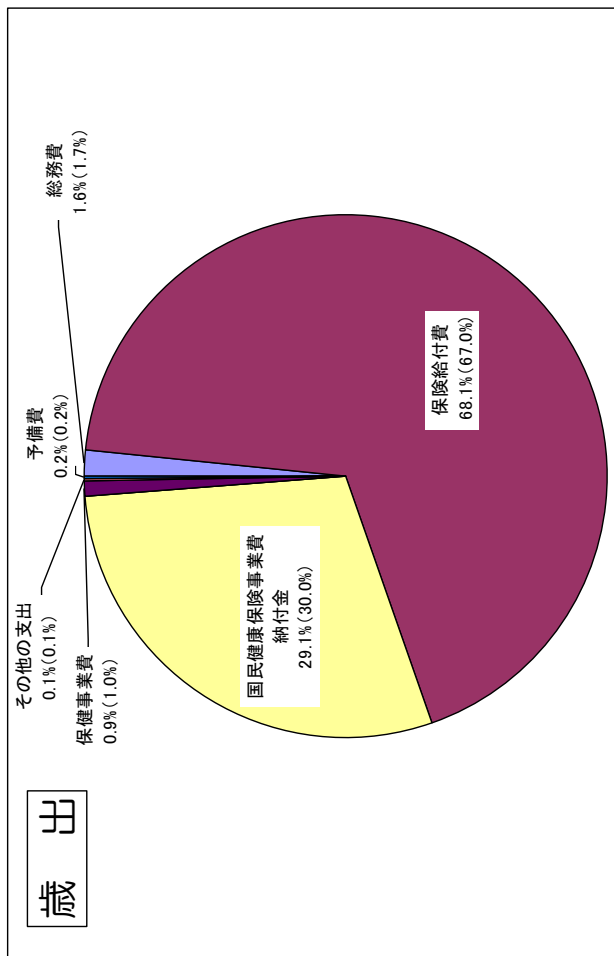
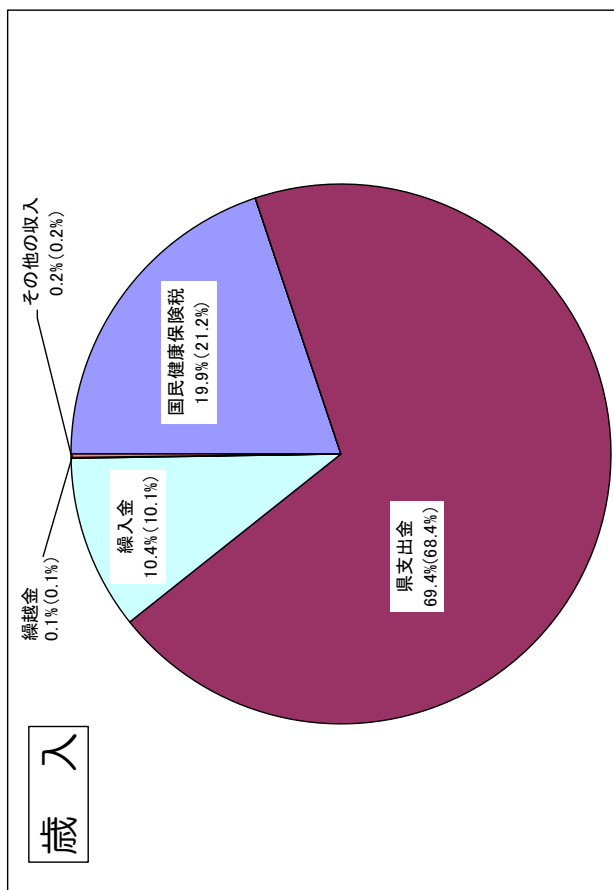
[報告事項]

- 1 令和5年度伊勢崎市国民健康保険特別会計予算要求の概要について
P 1～5
- 2 国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る国民健康保険税の
軽減判定所得の見直しについて
P 6～7
- 3 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者への傷病手当金
制度の対象期間の延長について
P 8～11

令和5年度伊勢崎市国民健康保険特別会計予算の概要

約196億2,201万円 ~前年度比4.7%増

※括弧内の数値は前年度の数値



【歳入】

	令和5年度 当初予算①	令和4年度 当初予算②	増減経費 ①-②	令和3年度 決算額	前年比 ①/②
国民健康保険税	3,896,202	3,979,812	-83,610	4,440,023	△ 2.1
国庫支出金	1,051	1	1,050	6,806	105,000.0
県支出金	13,626,238	12,815,502	810,736	13,712,599	6.3
繰入金	2,048,312	1,900,674	147,638	1,603,702	7.8
繰越金	10,000	10,000	0	470,196	同額
その他の収入	40,203	40,126	77	185,836	0.2
歳入合計	19,622,006	18,746,115	875,891	20,419,162	4.7

【歳出】

	令和5年度 当初予算①	令和4年度 当初予算②	増減経費 ①-②	令和3年度 決算額	前年比 ①/②
総務費	315,126	310,287	4,839	286,235	1.6
保険給付費	13,351,134	12,557,867	793,267	13,378,801	6.3
国民健康保険事業費納付金	5,714,784	5,630,472	84,312	5,383,455	5.9
共同事業拠出金	10	20	-10	1	△ 50.0
保健事業費	183,810	190,359	-6,549	158,751	△ 3.4
その他の支出	27,142	27,110	32	755,641	0.1
予備費	30,000	30,000	0	0	同額
歳出合計	19,622,006	18,746,115	875,891	19,962,884	4.7

歳入歳出予算の総額は、被保険者数は減少するものの高額療養費や事業費納付金の伸び等を見込み、前年度比4.7%増の約196億2,201万円を予算要求しております。

予算要求に影響する被保険者の推計は、群馬県が納付金等算定システムにより国の示した推計方法で算定していますが、被保険者は前年度比97.0%の4万1,819人を見込んでいます。

【歳入】

(1) 国民健康保険税は、団塊世代の後期高齢者移行などによる被保険者数の減少を見込んだ結果としまして、令和5年度は38億9,620万円を見込んでいますが、このうち、現年分は約6,441万円減の36億8,730万円、滞納繰越分は1,920万円減の2億890万円と見込んでいます。

(2) 国庫支出金は、平成30年度からの制度改正に伴い県支出金の普通交付金に含まれる形に変更となったため、存目として計上した1,000円に加え、令和5年度は出産育児一時金の増額に係る国庫補助（支給1件当たり5,000円）を見込み、約105万円となります。

(3) 県支出金は、歳出の出産、葬祭費を除く保険給付費に対する交付金等が含まれたものとなっていますが、6.3%増の約136億2,624万円となります。

(4) 繰入金は、基金繰入金の増により7.8%増の約20億4,831万円となります。

(5) その他の収入は、前年度とほぼ同額の4,020万円となります。

【歳出】

(1) 総務費は一般会計からの繰入対象となりますが、物価上昇による影響や次期国保業務システムへの切替準備のための費用などにより前年度比1.6%増の約3億1,513万円となります。

(2) 保険給付費は、被保険者数は減少するものの、1人当たり医療費が高めに伸びていることから、6.3%増の約133億5,113万円となります。

(3) 県に納付しなければならない国民健康保険事業費納付金は、約57億1,478万円となります。

(4) 共同事業拠出金は、年金情報リスト作成費用で1万円となります。

(5) 保健事業費は、3.4%減の約1億8,381万円となります。

(6) その他の支出は、前年度とほぼ同額の約2,714万円となります。

(7) 予備費は、前年度と同額の3,000万円となります。

なお、次の3ページにつきましては、歳入歳出の項目の内容を解説しているものとなります。

【予算項目の説明】

①総務費

○人件費、電算経費など(財源は一般会計から繰り入れ)

②保険給付費(一般分)

○医療機関等を受診した際にかかる医療費のうち、一般被保険者が支払う自己負担分を除いた費用
○療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費

③保険給付費(退職分)

○医療機関等を受診した際にかかる医療費のうち、退職被保険者が支払う自己負担分を除いた費用

④保険給付費(その他)

○出産育児一時金
被保険者が出産した際に支給する一時金(子ども1人につき50万円)
○葬祭費
被保険者が死亡した際に支給する給付金(1件5万円)
○審査支払手数料
診療報酬の審査支払業務を委託している群馬県国民健康保険団体連合会への委託料
○傷病手当金

⑤国民健康保険事業費納付金

○市町村が支払う保険給付費の全額を市町村に交付(保険給付費等交付金)するための財源として、県が市町村から徴収するもの。
○県は、県全体の保険給付費の必要額の見込み、その必要額を市町村ごとの所得水準や医療費水準を考慮して市町村ごとに配分する。
○また、後期高齢者支援金分と介護納付金分も所得水準等により市町村ごとに配分する

⑥保健事業費

○特定健診・特定保健指導にかかる費用、医療費通知など

⑦その他の支出

○保険税還付金、共同事業拠出金、予備費など

歳出

①総務費 1.6%

②保険給付費(一般分) 67.2%

③保険給付費(退職分) 0.0%

④保険給付費(その他) 0.9%

⑤国民健康保険事業費納付金 29.1%

⑥保健事業費 0.9%

⑦その他の支出 0.3%

歳入

①現年度分保険税 18.8%

②滞納繰越分保険税 1.1%

③国庫支出金 0.0%

④県支出金(普通交付分) 67.4%

⑤県支出金(特別交付分) 2.0%

⑥繰入金 10.4%

⑦その他の収入 0.3%

①現年度分保険税

○被保険者が負担する保険税

②滞納繰越分保険税

○過去の未納分の保険税収入

③国庫支出金

○災害臨時特別補助金
福島原発事故の避難指示区域等に居住する被保険者に対する補助
○療養給付等負担金(定率負担32%分)は県特別会計へ移行
○調整交付金(給付費等の9%相当額)は市町村向けを除き県特別会計へ移行。市町村向けも県支出金として交付
○健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金(令和5年度のみ)

④⑤県支出金

○保険給付費等交付金
⑥普通交付分 保険給付費の全額が交付される。
⑦特別交付分
保険者努力支援分(新制度)
特別調整交付金分(国特別調整交付金のうち市町村向けのもの)
県繰入金(2号分(旧支援交付金))
特定健康診査等負担金(特定健診費用等の3分の2の補助)

⑥繰入金

○一般会計繰入金
・保険税の法定軽減分、職員給与費、出産育児一時金など
法令等に基づく繰入金(法定繰入金)
・福祉ペナルティ分や財源補てんなど、任意の繰入金(法定外繰入金)
○基金繰入金
特別会計財政運営に支障が生じたときに補てん

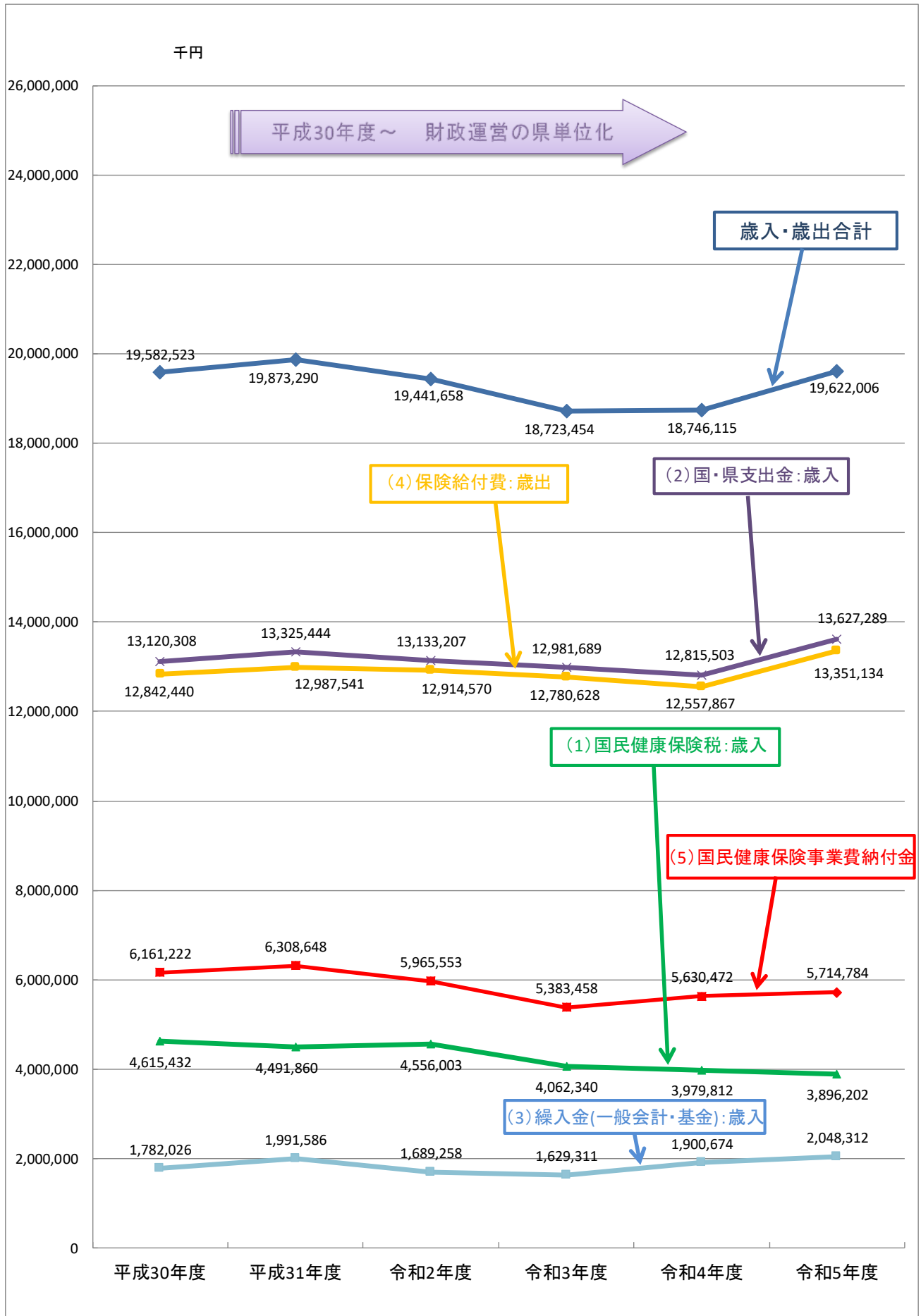
⑦その他の収入

○保険税延滞金、第三者納付金、資格喪失後の給付費の返納金など
○療養給付費等交付金
○退職者等(65歳までの医療費等に充てるための被用者保険からの交付金。県特別会計へ移行。30年度は過年度精算がある。

前期高齢者交付金

○前期高齢者(65歳～74歳)の医療費を全保険者間で財政調整するため、被用者保険から交付される交付金。県特別会計へ移行

主な歳入・歳出当初予算額の推移



【歳入】

(1) 国民健康保険税（緑色）は、被保険者数の減少により減少傾向にあります。

(2) 国・県からの支出金（紫色）は、これまで直接市町村に交付となっていた国支出金や前期高齢者交付金等は県の歳入となり、出産・葬祭費を除く保険給付費が県支出金として交付されているため、保険給付費の動きとほぼ同様な推移となっています。

(3) 一般会計や基金からの繰入金（水色）は、令和5年度は基金繰入金が増えたことによりやや増加しております。

令和5年度の当初予算においては、予算編成上の歳入歳出差引不足額が約4億7,959万円となっており、基金繰入金を活用して対応する予定となります。なお、基金保有額については令和5年3月議会に提出する令和4年度補正予算により積立を予定しており、令和5年度当初の基金保有予定額は約12億7,800万円に増加する見込みです。

【歳出】

(4) 保険給付費（黄色）は、被保険者数の減少や新型コロナウイルス流行に伴う受診控えによる影響等により減少傾向にありましたが、医療の高度化に加え、受診控えの反動により1人当たりの費用は増えていることから、増加しております。

(5) 平成30年度から国民健康保険事業費納付金（赤色）が新設となりました。国民健康保険事業費納付金につきましては、県が算定した県内の保険税必要額を市町村ごとの医療費水準と所得水準等で按分して決定されます。

また、この予算要求額等の資料についてですが、2月の予算内示まで変更される場合があり、予算内示の段階で記者発表となるまで非公表の取扱いとなりますので、御配慮いただきたく、お願い申し上げます。

報告事項2 国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて

概要

令和5年度税制改正に伴い、伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正し、令和5年度分以降の国民健康保険税について、後期高齢者支援金分課税額に係る課税限度額、及び低所得者に係る減額の対象となる所得基準を見直すもの。

- (1) 後期高齢者支援金分に係る課税限度額を、現行の20万円から22万円に引き上げる。
※医療分に係る課税限度額は65万円、介護納付金分に係る課税限度額は17万円で、いずれも据え置きで改正なし。
- (2) 減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘ずべき金額を、現行の28万5千円から29万円に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘ずべき金額を、現行の52万円から53万5千円に引き上げる。

趣旨説明

国民健康保険税には、前年所得に応じて課税される所得割額があり、所得の多い方は負担能力に応じて税額も高くなる仕組みとなっています。ただし、際限なく課税されるものではなく、被保険者の納付意欲に与える影響や制度・事業の円滑な運営を確保する観点から、課税の上限額が決められています。現行の課税限度額は、医療分が65万円、後期高齢者支援金分が20万円、介護納付金分が17万円、合計で102万円となっています。この課税限度額については、被用者保険の仕組みとのバランスを考慮しながら、段階的に引き上げることとされています。

今回の改正は、高齢化等により医療給付費等が増加する中で、保険税負担の公平を図る観点から国の審議会等で検討されたもので、令和5年度の税制改正において、後期高齢者支援金分を2万円引き上げて22万円とすることが示され、地方税法施行令の一部改正が予定されています。なお、医療分及び介護納付金分の課税限度額についてはそれぞれ65万円、17万円のまま据え置きとなります。

また国民健康保険においては、低所得世帯に対する保険税負担を軽減するため、[世帯主と国民健康保険被保険者等の総所得]が[所定の基準額]以下の場合に、均等割額及び平等割額について、7割・5割・2割を軽減しています。軽減判定の基準となる金額については、例年、消費者物価など経済動向を踏まえて見直すこととなっており、今回の改正では、被保険者数に応じた基準額の算定部分について、5割軽減の判定では28万5千円から29万円に、2割軽減の判定では52万円から53万5千円に、それぞれ軽減の対象となる範囲を拡大します。軽減基準額の算定方法は、次のとおりです。

【7割軽減基準額】

現行：基礎控除額 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

改正なし

【5割軽減基準額】

現行：基礎控除額 43万円 + 28万5千円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

改正：基礎控除額 43万円 + 29万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

【2割軽減基準額】

現行：基礎控除額 43万円 + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

改正：基礎控除額 43万円 + 53万5千円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

※ 下線が今回の改正部分

※ 給与所得者等＝世帯主（納税義務者）及び同じ世帯の被保険者のうち、給与収入55万円超及び 公的年金等の支給が60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上）の者

※ 被保険者には、同じ世帯の中で、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者を含む

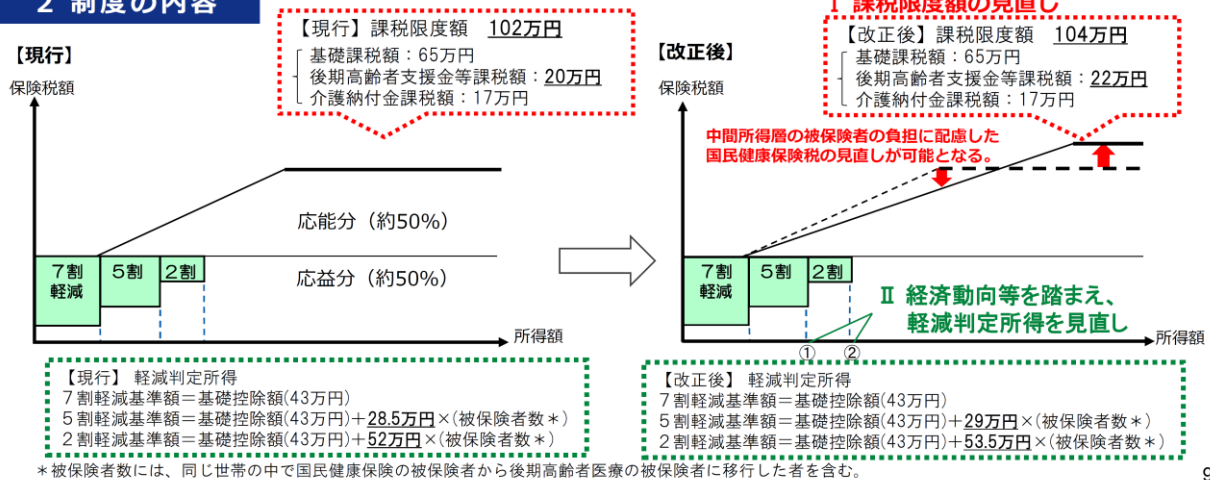
課税限度額及び減額の対象となる所得基準に係る条例改正は、地方税法施行令の改正に合わせて行いますが、地方税法施行令は3月末に改正される予定であり、伊勢崎市議会定例会において議決いただく時間的な余裕がないことから、市長の専決処分により対応する予定です。

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し (国民健康保険税)

1 大綱の概要

- I 国民健康保険税の課税限度額を104万円（現行：102万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を29万円（現行：28.5万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を53.5万円（現行：52万円）に引き上げる。

2 制度の内容



出典：厚生労働省報道発表資料「令和5年度 税制改正の概要(厚生労働省関係)」

報告事項3 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者への傷病手当金制度の対象期間延長について

改正理由及び概要説明

「新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者への傷病手当金制度の対象期間延長について」ご説明いたします。

参考資料は9ページから11ページとなります。

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者への傷病手当金の支給については、令和2年6月に伊勢崎市国民健康保険条例等を一部改正し、令和2年度第1回国保運営協議会が書面開催された中でご報告しましたが、その後、令和5年3月31日まで対象期間が延長されましたのでご報告いたします。

伊勢崎市国民健康保険に加入されている方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により次の要件を満たす方に

傷病手当金が支給されます

支給対象となる方

- 事業主から給与の支払いを受けている（被用者である）
- 新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いにより療養のため就労できなかった期間がある
- 該当の期間中に就労を予定していた日があり給与の全部又は一部の支給が受けられなかった

支給対象となる日数

- 対象期間※において、就労ができなくなった連続する3日間（待期期間）を除いた4日目以降就労を予定していた日（最長1年6か月）
- ※対象期間については国民健康保険課または各支所市民サービス課へお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

支給金額

支給金額 = 1日当たりの支給額 × 支給対象となる日数

※1日当たりの支給額 = $\frac{\text{直近3か月の給与収入合計}}{\text{直近3か月の就労日数合計}} \times \frac{2}{3}$ ※1日当たり支給額上限30,887円

申請方法

郵送または窓口で申請できます。（傷病手当金の請求権の消滅時効は2年間です。）

【郵送で申請する場合】

必要書類

- 申請書（世帯主記入用）
- 申請書（被保険者記入用）
- 申請書（事業主記入用）
- 世帯主の通帳のコピー（振込先の分かる部分）
- 世帯主の顔写真付き本人確認書類のコピー
- 被保険者の保険証のコピー

送付先

〒372-8501
群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地
伊勢崎市役所国民健康保険課 給付係

【窓口で申請する場合】

必要なもの

- 申請書（世帯主記入用）
- 申請書（被保険者記入用）
- 申請書（事業主記入用）
- 世帯主の通帳
- 窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類
- 被保険者の保険証

受付窓口

市役所本館3番窓口（国民健康保険課）
または各支所の市民サービス課

支給には審査があります。審査によって不支給となる場合もありますのでご了承のうえ申請をお願いいたします。

詳細につきましては下記までお問い合わせください

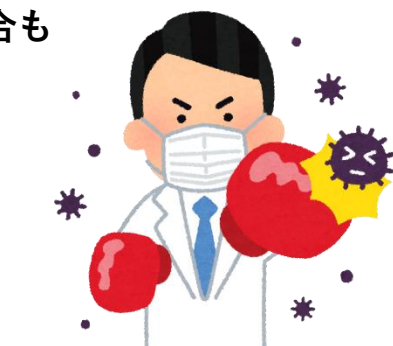
伊勢崎市 国民健康保険課 給付係

電話：0270-27-2737

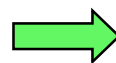


市ホームページはこちら▶

- 9 -



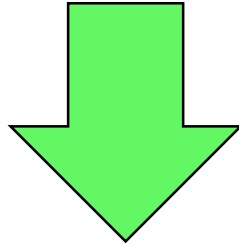
裏面もご覧ください



申請の流れ

①伊勢崎市国民健康保険課給付係までご連絡ください

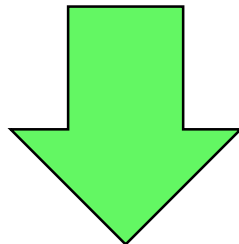
0270-27-2737（直通）



概要をご説明後、申請書を送付いたします。
なお、申請書は伊勢崎市ホームページからご自身でダウンロードすることもできます。

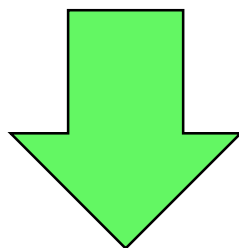
②申請書をそろえてください

※「事業主記入用の申請書」とあわせて「被保険者記入用の申請書」に事業主からの証明が必要です。



③郵送もしくは国民健康保険課（または各支所市民サービス課）窓口で申請してください

※郵送の場合は、申請に必要なもののうち「振込先口座の確認書類」や「本人確認書類（顔写真付き本人確認書類）」、「保険証」はコピーを添えて送付してください。



審査ののち支給額や振込日などを記載した支給決定通知書を送付いたします。

④支給決定通知書をご確認ください

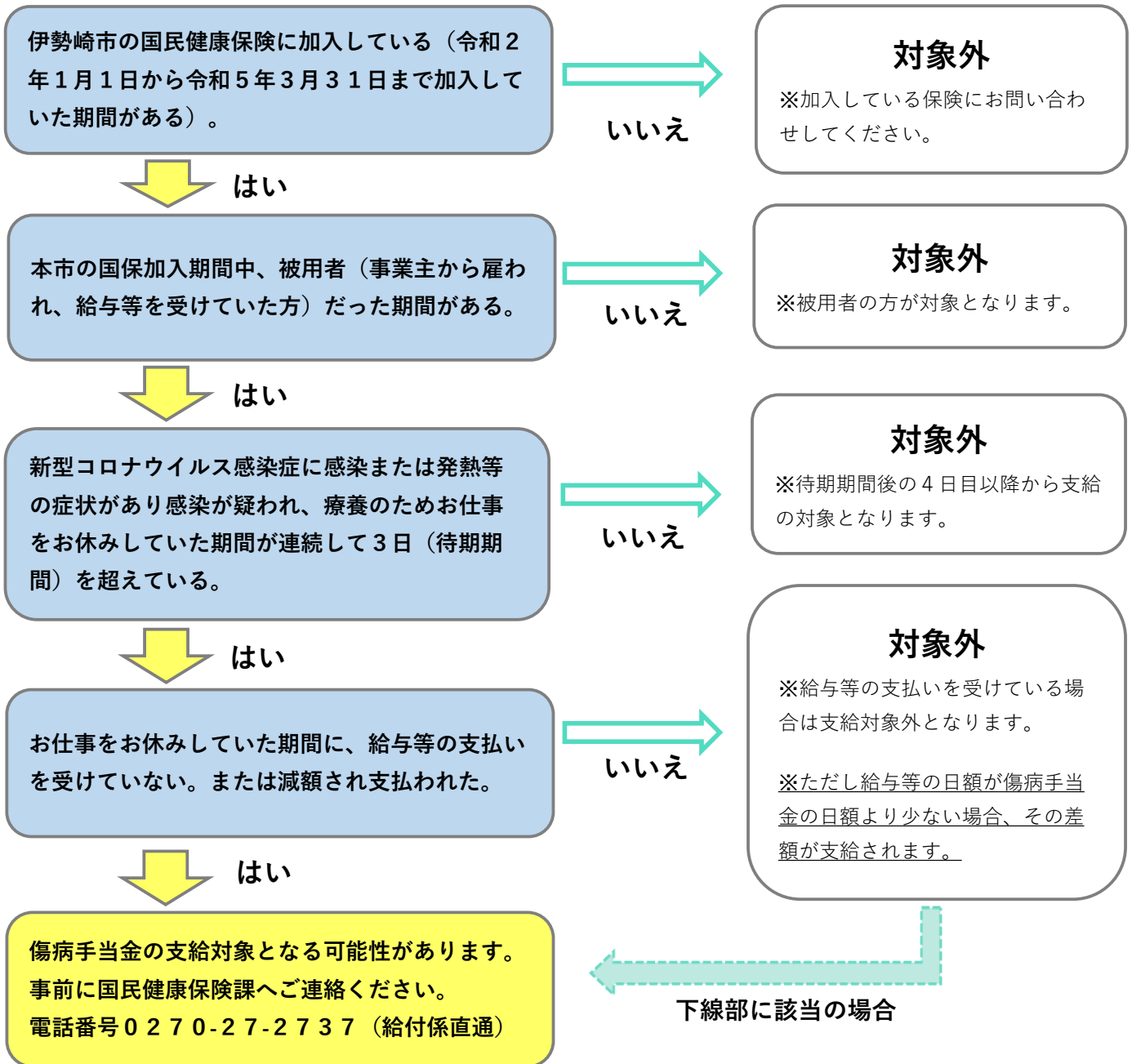
※支給の場合、原則翌月末に世帯主の口座に振り込みされます。

問い合わせ先

〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地
伊勢崎市 国民健康保険課 給付係 電話：0270-27-2737



傷病手当金制度の支給対象判断チャート



申請には以下の書類が必要です。

- ① 傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）
- ② 傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）（注）
- ③ 傷病手当金支給申請書（事業主記入用）

（注）②支給申請書（被保険者記入用）の下部「事業主記入欄」に事業主の証明が必要です。

傷病手当金の請求権の消滅時効は2年間です。